



長崎県小売業+Safe 協議会を開催しました。

実施日	令和5年1月19日(木)
場所	長崎労働局8階会議室(長崎市万才町7-1)
内容	長崎県内の小売業における労働災害のうち、「転倒災害」が最も多く発生していることから、昨年7月に長崎労働局で設置した「長崎県小売業+Safe 協議会」の第2回目を開催し、専門家から講話を受けることにより、構成員の転倒災害防止対策に関する知識を深めました。

令和4年12月末現在における長崎県内の令和4年の労働災害による死傷者数(休業4日以上。ただし、新型コロナウイルスり患分を除く。)1,519人のうち、小売業で165人(10.9%)を占めており、近年高止まりの状況にあります。また、これを事故の型別にみると、「転倒」が61人(37.0%)であり、毎年、「転倒」は小売業の災害原因の最上位となっています。

そのため、長崎労働局(局長 小城 英樹)では、令和4年7月に設置した「長崎県小売業+Safe 協議会」の第2回目を開催し、本協議会の構成員間での転倒災害防止対策に関する知識をより深めることとしました。

本協議会では、冒頭に、長崎労働局労働基準部長から、「令和5年度からの第14次労働災害防止計画においては、『転倒災害などの労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進』が第一に掲げられる予定であることから、転倒災害などの行動災害の防止対策はさらに重要になっていく」とのメッセージが伝えられました。



その後、長崎県内の小売業の労働災害発生状況について確認を行いました。また、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターの安全管理士から、転倒災害防止対策の進め方に関する講話をいただき、構成員間での転倒災害防止対策に関する知識を深めるとともに、本日得た知識を、自社だけではなく同業他社への今後の水平展開にも役立てることとして、本協議会は終了しました。

次回の本協議会は、令和5年7月頃の開催予定となっています。長崎労働局では、本協議会と連携し、更なる労働災害防止活動の推進を図っていきます。